

教第86号議案

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
の件

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月9日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則（昭和46年12月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1 博物館の項中「月曜日及び8週間を通じ8日」を「日曜日及び8週間を通じ8日」に改める。

別表1 神戸ゆかりの美術館の項中「午前9時30分から午後6時15分まで」を「午前8時45分から午後5時30分まで」に改める。

別表2 神戸ゆかりの美術館の項中「午前9時30分から午後6時15分まで」を「午前8時45分から午後5時30分まで」に改める。

別表2 小磯記念美術館の項中「午前8時45分から午後5時30分まで」を「午前9時30分から午後4時30分まで」に改め、「月曜日及び4週間を通じ8日」を「月曜日及び4週間を通じ4日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

理 由

週休日の変更に伴い、規則を改正する必要があるため。

(参考)

教育委員会職員の勤務時間及び休暇に関する規則 ぬきがき

(____ は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 後)

別表1 (第3条関係)

特別の勤務に従事する職員				勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等			
博物館		略	略	略	略	月曜日及び8週間を通じ8日
神戸ゆかりの美術館		略	略	午前9時30分から午後6時15分まで	略	略

特別の勤務に従事する職員				勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等			
博物館						日曜日及び8週間を通じ8日
神戸ゆかりの美術館				午前8時45分から午後5時30分まで		

別表2 (第3条関係)

特別の勤務に従事する職員				勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等			
神戸ゆかりの美術館		略	略	午前9時30分から午後6時15分まで	略	略
小磯記念美術館		略	略	午前8時45分から午後5時30分まで	略	月曜日及び4週間を通じ8日

特別の勤務に従事する職員				勤務時間	休憩時間	週休日
所属	勤務先	職名	職種名等			
神戸ゆかりの美術館				午前8時45分から午後5時30分まで		
小磯記念美術館		略	略	午前9時30分から午後4時30分まで		月曜日及び4週間を通じ4日